

国土開発幹線自動車道建設会議の所掌事務

1. 会議の設置（国土開発幹線自動車道建設法第11条）

国土開発幹線自動車道建設法及び高速自動車国道法により定められた審議事項を処理するため、国土交通省に設置。

2. 会議の審議事項

基本計画に関する審議

（国土開発幹線自動車道建設法第5条及び施行令第1条）

- ・ 建設線の区間
- ・ 建設線の主たる経過地
- ・ 標準車線数
- ・ 設計速度
- ・ 道路等との主たる連結地
- ・ 建設主体

整備計画に関する審議

（高速自動車国道法第5条及び施行令第2条）

- ・ 経過する市町村名
- ・ 車線数
- ・ 設計速度
- ・ 連結位置及び連結予定施設（追加ICにかかるものを除く）
- ・ 工事に要する費用の概算額

路線指定及び予定路線（国土開発幹線自動車道建設法の別表以外的高速自動車国道の予定路線）に関する審議

（高速自動車国道法第3条、第4条及び施行令第1条）

〔 上記事項については、国幹会議の議を経て、国土交通大臣が決定する。 〕

(参考1)

国土開発幹線自動車道建設会議の所掌の根拠法令

1. 国土開発幹線自動車道建設法(抄)

(建設線の基本計画)

第五条 国土交通大臣は、高速自動車交通の需要の充足、国土の普遍的開発の地域的な重点指向その他国土開発幹線自動車道の効率的な建設をはかるため必要な事項を考慮し、国土開発幹線自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線(以下「建設線」という。)の建設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を立案し、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、これを決定しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により建設線の基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

国土開発幹線自動車道建設法施行令(抄)

(公表事項)

第一条 国土開発幹線自動車道建設法(以下「法」という。)第五条第二項の規定による建設線の基本計画の公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 建設線の区間
- 二 建設線の主たる経過地
- 三 標準車線数
- 四 設計速度
- 五 道路等との主たる連結地
- 六 建設主体

2. 高速自動車国道法(抄)

(予定路線)

第三条 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、内閣の議を経て、高速自動車国道として建設すべき道路の予定路線(国土開発幹線自動車道の予定路線を除く。以下本条において同じ。)を定める。この場合においては、一般自動車道との調整について特に考慮されなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の予定路線について内閣の議を経ようとするときは、あらかじめ国土開発幹線自動車道建設会議(以下「会議」という。)の議を経なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により高速自動車国道の予定路線を定めたときは、遅滞なく、政令で定める事項を告示しなければならない。

(高速自動車国道の意義及び路線の指定)

第四条 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの
 - 二 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの
- 2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ会議の議を経なければならない。

(整備計画)

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により高速自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の整備計画のうち、国土開発幹線自動車道に係るものについては、国土開発幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により決定された基本計画に基き定められなければならない。

3 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合においては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について会議の議を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項又は第三項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かななければならない。

高速自動車国道法施行令（抄）

(予定路線)

第一条 高速自動車国道法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により予定路線を定める場合においては、その路線名、起点、終点及び主たる経過地を明らかにしてしなければならない。

2 法第三条第三項の政令で定める事項は、予定路線の路線名、起点、終点及び主たる経過地とする。

(整備計画)

第二条 法第五条第一項の整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 経過する市町村名（経過地を明らかにするため特に必要があるときは、当該市町村内の経過地の名称とすること。）

二 車線数（区間により異なるときは、区間ごとに明らかにすること。）

三 設計速度（区間により異なるときは、区間ごとに明らかにすること。）

四 連結位置及び連結予定施設

五 工事に要する費用の概算額

六 その他必要な事項

2・3 （略）

4 法第五条第四項の政令で定める事項は、第一項第一号から第五号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあつては、国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第五条第一項に規定する建設線の国土開発幹線自動車道建設法施行令（昭和三十二年政令第百五十一号）第一条第五号の連結地に係るものに限る。）とする。

国土開発幹線自動車道建設会議関係法令

1. 国土開発幹線自動車道建設法（抄）

（会議の設置）

第十一条 この法律及び高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に国土開発幹線自動車道建設会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第十三条 会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 六人

二 参議院議員のうちから参議院の指名した者 四人

三 学識経験がある者のうちから国土交通大臣が任命する者 十人以内

3 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

4 第二項第三号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、再任されることができ

る。

5 委員は、非常勤とする。

（政令への委任）

第十六条 この法律に定めるもののほか、会議の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

2. 国土開発幹線自動車道建設会議令（抄）

（会長の職務）

第一条 国土開発幹線自動車道建設会議（以下「会議」という。）の会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第二条 会議は、委員の三分の一以上が出席しなければ、開会することができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第三条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の議事に準用する。

（幹事）

第四条 会議に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから国土交通大臣が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（庶務）

第五条 会議の庶務は、国土交通省道路局総務課において処理する。

（雑則）

第六条 国土開発幹線自動車道建設法 及びこの政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

3. 国土開発幹線自動車道建設会議議事運営規則

(総則)

第一条 国土開発幹線自動車道建設会議（以下「会議」という。）の議事及び運営については、国土開発幹線自動車道建設会議令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第二条 会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が日時、場所及び議題を定めて招集する。

(欠席)

第三条 委員は、事故のため会議に出席することができないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。

(議長)

第四条 会長（会長に事故があるときは、令第1条第2項の規定により会長の職務を代理する委員）は、会議の議長となり、議事を整理する。

(部会)

第五条 部会長は、部会の会議が終了したときは、その会議の経過及び結果について、会議に報告しなければならない。

(幹事の意見の聴取)

第六条 会長は、幹事を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(議事録)

第七条 会長は、議事の経過について、議事録を作成する。

(議事の公開)

第八条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(補則)

第九条 会議の議事及び運営に関し、この規則に定めない事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年12月25日より施行する。